

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第13、議案第16号、香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合同約の一部変更について、議案第17号、香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分について、提案説明の都合上、一括議題と致します。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長公室長、中川君。

町長公室長（中川 隆弘）

議案第16号及び議案第17号の2議案につきましては、関連がありますことから一括して提案説明を申し上げます。

それでは、議案第16号、香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合同約の一部変更についての提案説明を申し上げます。

三観衛生組合が平成29年3月31日をもって解散することに伴い、香川縣市町総合事務組合から、三観衛生組合が脱退することにつきまして、香川縣市町総合事務組合同約の一部を変更するため、地方自治法第286条第1項の規定により、本町をはじめ、関係市町との協議が必要なことから同法第290条の規定に基づき、多度津町議会の議決を求めるものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきます。

2ページから5ページの香川縣市町総合事務組合同約新旧対照表をご覧ください。

2ページの別表第1、3ページの別表第2、5ページの別表第3中、「三豊総合病院企業団三観衛生組合」を「三豊総合病院企業団」に改めようとするものでございます。

1ページにお戻りください。

附則といたしまして、この規約は、平成29年4月1日から施行しようとするものでございます。

続きまして、議案第17号、香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分についての提案説明を申し上げます。

平成29年3月31日をもって、香川縣市町総合事務組合から三観衛生組合が脱退することに伴う財産処分の方法につきまして、地方自治法第289条の規定により、本町をはじめ、関係市町との協議が必要なことから、同法第290条の規定に基づき、多度津町議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、平成29年3月31日をもって、香川縣市町総合事務組合負担金条例第13条及び第15条の規定により、三観衛生組合へ退職手当支給事務に係る負担金及び非常勤補償等事務に係る負担金の一部を還付することになる場合におきましては、香川縣市町総合事務組合財政調整基金に関する条例第5条第2号の規定により、退職手当基金及び非常勤職員公務災害補償等基金の一部を処分して支払うこととするものでござい

す。

以上、簡単ではございますが、議案第16号及び議案第17号の2議案の提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。